

協賛契約書

スポンサー企業様（以下、甲といいます）と日本混合バレーボール協会（以下、乙といいます）は、乙が運営する「3&3 混合バレーボール世界大会」（以下、本大会といいます）につき、甲が協賛企業 or ※※※※スポンサーとして協賛することに関して、以下の通り契約を締結します。

第 1 条（スポンサーシップ）

甲乙は、甲が第 2 条に定める本大会の協賛企業となることに合意します。

第 2 条（本大会の詳細）

本大会の開催日、開催地、開催場所および主催者等は、以下の通りです。

開催日：2020年3月5日(木)～8日(日)

開催地：千葉県立館山運動公園体育館

主催者：特定非営利活動法人 日本混合バレーボール協会

第 3 条（契約期間）

本契約は調印がなされた時点を開始日とし、その日から本大会終了日までとします。ただし本大会終了後から次回大会の開催発表までの期間は本大会用特設サイトにおいて甲の企業ロゴ等の掲載ができます。

第 4 条（正式名称表示）

乙の管理する印刷物、看板等に本大会の名称を表示する場合には、第 1 条で定めた正式名称を表示するものとします。

第 5 条（協賛メリット）

甲は本大会への協賛により、以下の協賛メリットを享受することができます。

	プラチナスポンサー	ゴールドスポンサー	シルバースポンサー	協賛企業
協賛金額	500 万円以上	100 万円	50 万円	30 万円
募集枠数	1 社様	3 社様	10 社様	10 社様
冠名大会	世界大会	全国大会	特定の大会	—
ビッグバナーへの掲載	○	○	○	○
HP へのロゴの掲載	○	○	○	○
チラシ・パンフレットへの掲載	○	○	○	○
のぼりの作成	○	○	○	—
サンプリング	○	○	○	○
ブースの設置	○	○	○	○
横断幕掲載	○	○	—	—

※甲が管理するブースを本大会期間中に設置します。

第 6 条 (対価)

甲は乙に対し、本契約の対価として、金※※※※万円也(消費税別)を年月日までに現金振込によって支払うものとします。また、振込手数料は甲が負担するものとします。

第 7 条 (大会の不開催)

本大会の全部または一部が天変地異、災害等の理由によって開催されない場合、甲乙協議の上、速やかに適切な解決にあたることとします。また、大会出場者または関係者の理由によって開催されない場合には、乙が速やかに解決にあたることとします。

第 8 条 (反社会的勢力との取引排除)

1. 甲乙は、次に定める事項を表明し、保証します。

(1) 自己および自己の役員・株主(以下、関係者といいます)が暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」といいます)でないこと

(2) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと

(3) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと

(4) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと

(5) 自己が自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと

2. 甲乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、相手方は他方当事者に発生したすべての損害を直ちに賠償するものとします。

第 9 条 (契約違反)

1. 甲乙のいずれかが本契約に違反した場合、他方当事者は相当の期間を定めて催告のうえ、それでもなお当該違反が是正されない場合には、本契約を解除することができます。また違反者は、他方当事者に対しその損害の一切を賠償する義務を負うものとします。

2. 甲乙は、相手方に次の各項に定める事由のいずれかが発生したとき、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。

(1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立てを受けた場合

(4) 破産、和議開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始もしくは民事再生手続きの申立てを受け、または自ら申立てをした場合

第 10 条（裁判管轄）

本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

第 11 条（信義則）

甲乙は、本契約に定められた各条項を、信義をもって誠実に履行し、本契約に定めなき事項および本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上各 1 通を保有します。

年 月 日

甲

乙

144-0055 東京都大田区仲六郷4丁目5番4号
特定理非営利活動法人日本混合バレーボール協会
理事長 大江芳弘
電話番号：03-6755-8291